

(別記)

鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 検診事業に関する調査・報告に積極的に協力すること。
- 2 検診の資料及び結果は3年以上保存されること。
- 3 精密検査として、血小板検査、超音波検査、アルファフェトプロテイン（AFP）検査、HCV-RNA検査及びPIVKAⅡ検査が実施できること。
- 4 次の基準に合う超音波検査機器を有し、かつ超音波検査に習熟した医師の対応ができること。
 - (1) 走査法式は、電子コンベックス方式が可能であること。
 - (2) 2系統以上の距離計測機能を有していること。
 - (3) ポラロイド撮影装置、プリンター、マルチフォーマットカメラ、電子媒体のいずれかの画像記録装置を有していること。
 - (4) 観察用モニターは、12インチ以上であること。（※携帯型超音波装置は除く。）
※一部携帯型で高機能の装置が出ているため、希望があれば装置を確認し、十分な画像があれば承認するものとする。
- 5 腹部超音波検査について、次のいずれかを満たしていること。
 - (1) 臨床例が年間100例以上あること。
 - (2) 最近5年間で300件以上の検査の実績があること。
 - (3) 検者が、超音波医学会認定超音波専門医（腹部または総合）又は超音波医学会認定超音波検査士（腹部）であること。
 - (4) 部会等の長及び地区医師会の代表の委員が、十分な実績があると認める機関については、この限りでない。
- 6 担当医が、肝臓がん検診従事者講習会等受講点数を、過去3年間に10点以上取得していること。ただし、肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会に各1回必ず出席していること。また、各種学会については、出席したことが証明できる書類等の写しを提出すること。

(別記) 対象となる講習会等

講習会の区分	開催頻度	点 数
肝臓がん検診従事者講習会 及び症例検討会	全県 1 回／年	5 点
山陰肝・胆・膵疾患研究会	全県 1 回／年	2 点
消化器疾患研究会	東部 2 回／年	2 点
東部地区腹部超音波研究会	東部 4 回／年	2 点
腹部画像診断研究会	中部 6 回／年	2 点
中部肝疾患セミナー	中部 2 回／年	2 点
肝・胆・膵研究会	西部 3 回／年	2 点
消化器超音波研究会	西部 2 回／年	2 点
肝がん撲滅運動講演会	全県 1 回／年	3 点
山陰肝癌治療研究会	全県 1 回／年	3 点
日本消化器病学会（総会、大会、支部例会）	総会 大会 各 1 回／年 支部例会 各 2 回／年	2 点
日本肝臓学会（総会、大会、支部会）	各 1 回／年	2 点
日本超音波医学会（学術集会、地方会）	各 1 回／年	2 点
日本肝癌研究会	各 1 回／年	2 点

(注) 上記以外の講演会等については、協議会及び専門委員会においてその都度協議することとする。